

「おいでんせえ吉備中央町」バスツアー補助事業要領

1 目的

吉備中央町内の観光資源を活用した新たな旅行商品の発掘を促し、誘客の促進を図ることを目的に、旅行会社等が主催するバスツアー事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助要件

補助事業の対象となる取組は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 出発日が申請年度の2月28日までに設定されたバスツアーであること
- (2) 国内の旅行会社等（旅行業法に基づき旅行業の登録を受けた旅行者）が企画、実施する募集型企画バスツアー又は受注型企画バスツアーであること
- (3) 1バスツアーの構成人員が20名以上（実績値）であること
- (4) 募集型企画バスツアーの場合、ツアータイトル(またはサブタイトル)に「おいでんせえ吉備中央町」の文言を入れていること
- (5) 吉備中央町内の食事施設（弁当も可）又は有料施設を利用していること
- (6) 次に掲げる観光地等を2つ以上利用していること

番号	観光地等名称	所在地
1	宇甘溪（紅葉）	吉備中央町下加茂1760
2	加茂大祭又はお祭り会館	吉備中央町加茂市場1565-1
3	友淋の庭	吉備中央町豊野1-2
4	道の駅かもがわ円城	吉備中央町上田西2323-4
5	道の駅かよう	吉備中央町北1974
6	かたやま邸	吉備中央町下加茂15-1
7	円城ふるさと村	吉備中央町円城732-3
8	品野屋	吉備中央町上田西2323-4
9	円城寺	吉備中央町円城742
10	妙本寺	吉備中央町北1501

3 補助事業の対象とならない取組

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、補助事業の対象外とする。

- (1) 地方自治体等が実施する会議・研修又は町内の学校行事の場合
- (2) 参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体の場合
- (3) 観光地等を通過するのみの企画

4 補助金額

- (1) バスツアー乗客割助成

実施したバスツアーに乗車した客数1人あたり1,000円を助成する。

5 申請手続き等

- (1) 出発日の30日前までに「おいでんせえ吉備中央町」バスツアー事業補助金交付申請書（様式第1号）を会長へ提出しなければならない。

- (2) 補助事業の計画内容の配分の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときには、「おいでんせえ吉備中央町」バスツアー事業補助金変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第2号)を会長へ提出しなければならない。
- (3) 「おいでんせえ吉備中央町」バスツアー事業補助金実績報告書(様式第3号)を事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。